

横断歩道橋定期点検要領

令和7年4月

県土整備部道路局道路企画課

目次

第1章 背景・経緯.....	1
第2章 定期点検の内容.....	3
第3章 定期点検記録様式.....	28

第1章 背景・経緯

1. 要領改訂の経緯

鳥取県の横断歩道橋定期点検要領は、平成31年4月に策定した。

今回の改訂は、主に横断歩道橋定期点検要領（技術的助言及び技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）の改訂及び歩道橋定期点検要領（令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課）の改訂を踏まえて作成するものである。

2. 要領策定の背景

鳥取県では、1960年代から1970年代の高度経済成長期に建設してきた横断歩道橋が過半数を占めており、高齢化による更新時期を迎えている。

しかし、県の財政状況から考えると安易な更新への投資は困難であり、また補修することで使えるものは使っていくことが必要である。

補修を行うにしても、経過年数だけで実施するのではなく、老朽化のどの段階でどのような補修を行うことが効果的となるかを検討し、それに基づき適切な補修を行うことが求められている。

そこで、既存の劣化状況の把握が重要となり、これらをデータベース化し、今後のアセットマネジメントに活用していくこととする。

【県管理の横断歩道橋の状況】

(1) 横断歩道橋の建設年次

鳥取県では1960年代から1980年までに多くが建設され、2010年以降には建設されていない。架設後40～60年の横断歩道橋が過半数を占めている状況である。

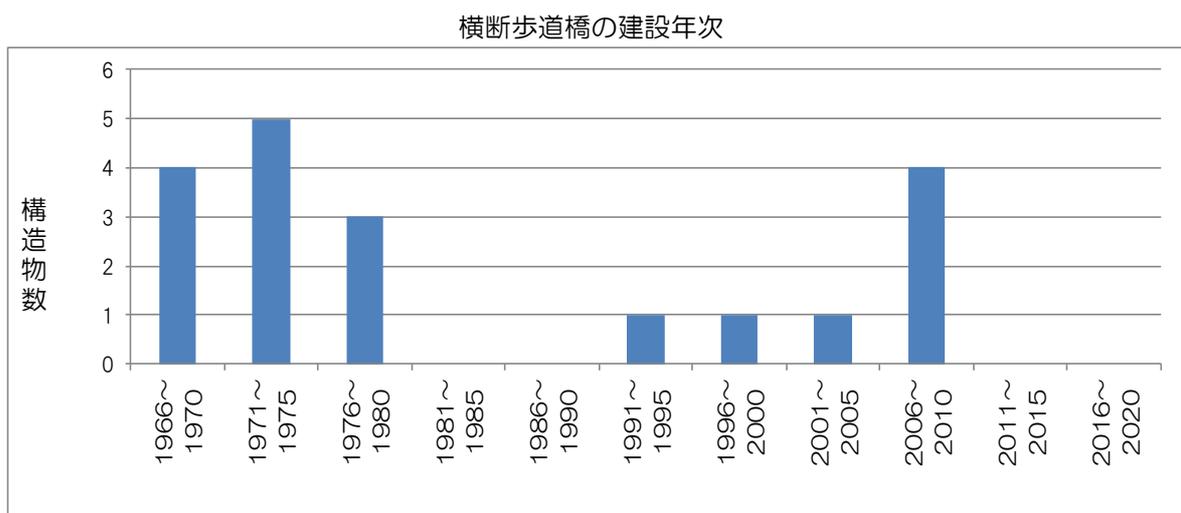


図 1-1 架設年代別横断歩道橋数

(2) 経過年数別の分類

現在供用中の横断歩道橋のうち、一般的に橋梁の寿命とされている架設後50年を経過した横断歩道橋数は令和7年4月1日現在で8橋（42%）となっているが、10年後には10橋（53%）、20年後には12橋（63%）もの横断歩道橋が更新時期を迎えることとなる。



図 1-2 架設後の経過年数別橋梁数

第2章 定期点検の内容

1. 適用の範囲

横断歩道橋点検は、一般に通常点検、定期点検、異常時(臨時・緊急)点検等に分類される。本要領は、鳥取県が管理する横断歩道橋の**定期点検**に適用する。

横断歩道橋に関する点検は、一般に通常点検(道路パトロール)、定期点検、異常時点検等に分類できる。

本要領は、鳥取県が管理する横断歩道橋の定期点検に適用する。

なお、本要領は、定期点検業務に関して標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。

一方、横断歩道橋の損傷状況は、横断歩道橋の構造形式、供用年数及び周辺環境等によって異なる。このため、実際の点検にあたっては、容量に基づき、個々の横断歩道橋の状況に応じて定期点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

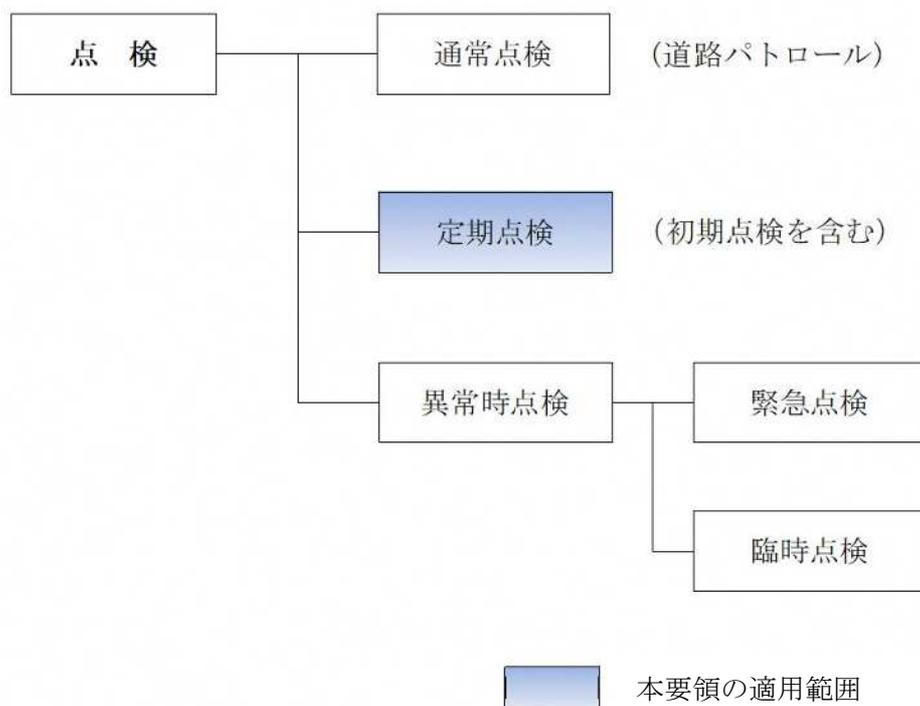


図 2-1 点検の種類

通常点検…… 損傷の早期発見を図るために、道路の日常巡回（パトロール）の際に実施する目視点検である。

定期点検…… 横断歩道橋の各部位について定期的に点検し、横断歩道橋部材の損傷状況を把握し、今後の対策を決定するために行うものである。また、横断歩道橋利用者や第三者への被害発生の可能性に応じて、第三者被害予防応急措置を実施する。

異常時点検…… 地震時や異常気象等によって横断歩道橋が予期せぬ状況にさらされた（臨時、緊急）場合に実施する。

定期点検は、巡回等に併せて日常的に行われる道路パトロール（通常点検）との役割分担のもとで、互いに情報を共有しながら適切に行われる必要がある。

定期点検の実施にあたっては、目的を十分に理解した上で、他の点検業務と連携し効率的かつ効果的に行うことが重要である。

2. 定期点検の目的

定期点検は、横断歩道橋利用者並びに沿道や第三者への被害防止を図るため、次回点検までを念頭にした措置の必要性の判断を行う上で必要な技術的所見のための情報を得ることを目的とする。

なお、実施の成果として、損傷状況の評価、健全性の評価、点検結果の記録及び落下等により第三者被害を生じる恐れのあるコンクリートのうき・はく離の叩き落としや、不安定な附属物の仮固定等を行う。

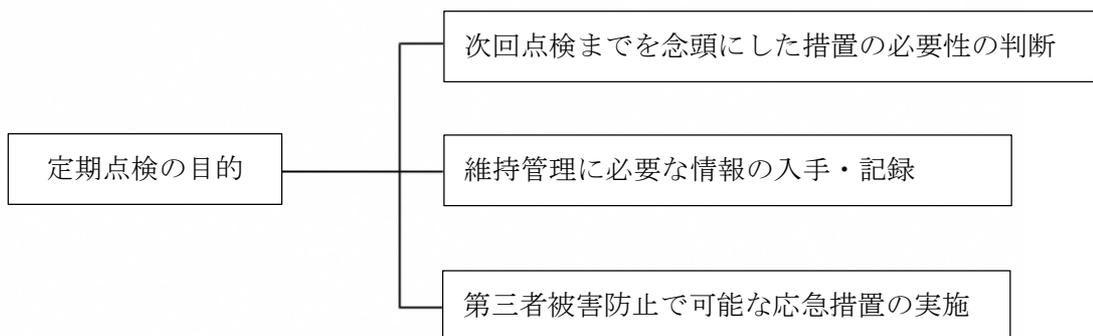


図 2-2 定期点検の目的

3. 定期点検の頻度

定期点検は、**5年に1回**の頻度で実施することを基本とする。

定期点検は、横断歩道橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得るため、及び点検過程で実施可能な措置を行うために実施する。なお、横断歩道橋の架設状況、補修等工事の実施時期及び損傷状態によっては5年より短い間隔で行うことも検討する必要がある。

また、新設の横断歩道橋については、供用開始後5年以内に初回の点検を行う。

4. 定期点検の対象部材

定期点検の対象部材は、横断歩道橋の構造を形成する全部材とする。

定期点検の対象部材は、横断歩道橋の構造を形成する全部材とする。具体的には、表 2-1 に示す部位・部材とする。

表 2-1 部材種別の例

部材種別の例		備考
上部構造	主桁	主桁、添接板、垂直補剛材 等
	横桁	
	床版	床版、デッキプレート
	その他	地覆 等
下部構造	橋脚	
	橋台	
	その他	根巻きコンクリート 等
上下部接続部	支承	
階段部	主桁	
	踏み板、蹴上げ	
	支承	
	橋脚・橋台	
	その他	地覆 等
その他の接続部	上部構造と階段部の接続部	フック 等
その他	落橋防止構造	
	排水受け	
	排水管	
	排水樋	
	落下物防止柵	
	高欄	
	照明施設	
	道路標識	
	その他	舗装（通路部）、手すり、目隠し板、裾隠し板 等

5. 定期点検の方法

定期点検は、**近接目視** により行うことを基本とする。目視のみでの変状の把握が困難な場合は、触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。なお、点検にあたっては、新技術等の活用についても検討を行い、効率化が図られる場合等においては積極的に活用を図る。

定期点検は、基本的に全ての部材に近接して部材の状態を評価する。

本要領における近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うこと、または、自ら近接目視によるときと同等の健全性の判断を行うことができる情報が得られる方法（画像データによる点検診断、ロボット技術の活用等）を想定している。

目視のみによる変状の把握には限界があるため、触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。

目視の出来ない土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、道路管理者に報告し、対応方法の指示を受けるものとする。

また、近接目視が物理的に困難な場合は、近接目視によって行う評価と同程度の評価が行える方法を道路管理者と協議により決定し、実施しなければならない。

点検にあたっては、効率性・経済性・社会的影響・現場特有の条件などの観点から新技術等の活用を検討し、有効と思われる場合は積極的に活用する。なお、新技術の活用の可否について、横断歩道橋ごとにその結果をとりまとめる。新技術の活用検討にあたっては、点検支援技術性能カタログ（国土交通省）などを参考にするとよい。

点検時に、うき・はく離等があった場合は、歩道橋利用者及び第三者被害が予測される横断歩道橋においては、事故防止の観点から応急的に措置（ハンマーで叩き落とす等）を実施した上で健全性の診断区分の判定を行うこと。また、鉄筋露出が見られる場合は、防錆スプレーを塗布する等、点検時に可能な範囲の措置を講じること。なお、緊急の措置が必要と考えられる損傷を発見した場合は直ちに点検をとりやめ、速やかに道路管理者へ連絡し、指示に従うこと。

支承周辺の堆積土砂等や排水工の詰まり等は、目視点検に必要な範囲について土砂の撤去、鏝落としなどの簡易な清掃等を行ったのちに点検を行うこと（金ブラシ、ハンドスコップ等での清掃も含む）。ただし、特殊な作業が必要な場合は、別途調査職員と協議すること。

点検機器

点検器具は、カメラ、双眼鏡、高所作業車、はしご、懐中電灯、チョーク、巻尺、ポール、交通安全用具、点検調書、点検ハンマー、クラックスケール、GPS受信機、新技術等の活用機器、必要に応じてファイバースコープ、ハンドスコップ、金ブラシ等とする。

6. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な横断歩道橋に関する十分な知識及び技能を有する者（以下「歩道橋診断員」という）が行わなければならない。

健全性の診断の区分に関する最終判断は、橋梁診断員の一次的な評価の所見を受けて、道路管理者が行わなければならない。

横断歩道橋は、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれることから、変状がその性能に与える影響、第三者被害を生じさせる恐れなどは、橋の構造や材料あるいは立地条件によっても異なってくる。さらに各横断歩道橋に対する措置の必要性や講ずべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該橋梁の位置づけや劣化特性など耐久性に関わる事項などによっても異なってくる。

そのため、定期点検では、最終的に当該横断歩道橋に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなるが、その決定にあたっては、次回の定期点検までの期間に想定される横断歩道橋の状態及び横断歩道橋を取り巻く状況なども勘案するとともに、横断歩道橋の状態の把握やそれらを考慮した点検時点での性能の推定なども行って、これらを総合的に評価した上での判断を行うことが必要となる。

このようなことから、状態の把握やその他様々な情報を考慮した性能の見立てや今後の予測、健全性の診断の区分の決定及び将来の為に残すべき記録の作成などの法定点検の品質を左右する行為については、それらを適切に行うために必要と考えられる十分な知識と技能を有する者（歩道橋診断員）によらなければならない。

なお、歩道橋診断員が行う健全性の診断は、あくまでも橋梁診断員が得た情報から行う一次的な評価としての所見である。健全性の診断に関する最終判断、すなわち措置の意思決定は、別途、道路管理者が行わなければならない。このとき、道路管理者は、歩道橋診断員の判定の独立性を尊重する必要があるが、状態に応じて詳細調査を実施し、別途専門的知識を有する有識者の助言を得て健全性の診断に関する判断を行う場合もある。

また、定期点検では、将来の維持管理の参考となり、かつ維持管理計画の策定や見直しに用いるため、外観性状の記録を行う。外観性状の記録は、再現性が重要であり、状態の変化をできるだけ正確に把握できるような損傷図を作成し、客観的な指標である損傷程度を記録する必要がある。

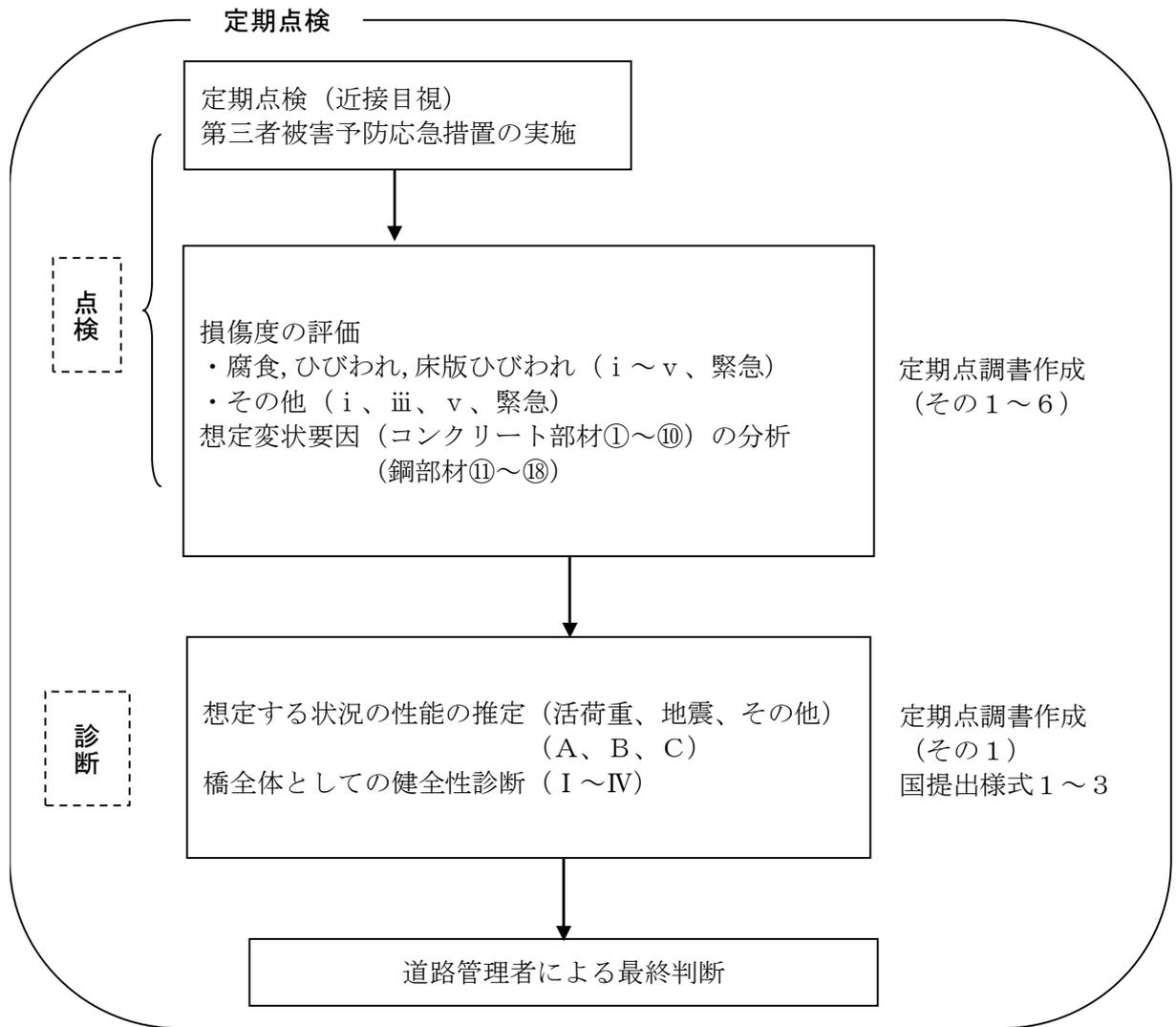


図 2-3 定期点検における点検・診断フロー

7. 状態の把握とモニタリング

(1) 状態の把握と変状要因

対象の横断歩道橋ごとに性能の推定や健全性の診断にあたって必要な情報が得られるよう、部位、部材に応じて、対象とする項目（損傷の種類）に対して状態を把握する。その上で、確認された損傷に対する変状要因を以下のとおり分類する。

・コンクリート部材	・鋼部材
① 疲労	⑪ 疲労
② 衝突、③地震	⑫ 衝突、⑬地震、⑭塩害
④ 乾燥収縮・温度変化	⑮ 化学的腐食
⑤ 塩害、⑥凍害	⑯ 防食機能の低下
⑦ アルカリシリカ反応	⑰ 製作・施工不良
⑧ 中性化、⑨製作・施工不良	⑱ その他
⑩ その他	

- ① 歩道橋診断員は、対象の横断歩道橋ごとに性能の推定や健全性の診断にあたって必要な情報が得られるよう、部位、部材に応じて、適切な項目（損傷の種類）に対して状態の把握を実施しなければならない。下表に損傷の種類の詳細を示す。

表 2-2 損傷の種類標準

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）			
		鋼	コンクリート	その他	
主桁・床版等	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑮定着部の異常 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	—	
	主桁ゲルバー部				
	横桁				
	縦桁				
	床版				
	対傾構				
	横構				上横構
					下横構
	主構トラス				上・下弦材
					斜材・垂直材
			橋門構		
			格点		
			斜材、垂直材のコンクリート埋込部		
	アーチ		アーチリブ		
			補剛材		
			吊り材		
			支柱		
			橋門構		
			格点		
			吊り材等のコンクリート埋込部		
ラーメン	主構（桁）				
	主構（脚）				
斜張橋	斜材				
	塔柱				
	塔部水平材				
	塔部斜材				
外ケーブル					
PC定着部	①腐食 ⑤防食機能の劣化 ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑫うき ⑮定着部の異常 ⑲変色・劣化 ㉓変形・欠損	—		
その他					

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）			
		鋼	コンクリート	その他	
橋脚・橋台・基礎等	橋脚	柱部・壁部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ⑯異常な音・振動 ⑰異常なたわみ ⑱変形・欠損	—
		梁部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ⑯異常な音・振動 ⑰異常なたわみ ⑱変形・欠損	
		隅角部・接合部	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑩補修・補強材の損傷 ⑫うき ⑬定着部の異常 ⑭変色・劣化 ⑮漏水・滞水 ⑯異常な音・振動 ⑰異常なたわみ ⑱変形・欠損	
	橋台	胸壁	—	—	
		縦壁	—	—	
		翼壁	—	—	
	基礎	①腐食 ②亀裂 ⑤防食機能の劣化 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ㉕沈下・移動・傾斜 ㉖洗掘		
	根巻きコンクリート	—	—		
周辺地盤	—	—	㉕沈下・移動・傾斜		
その他					
支承部	支承本体	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑬遊間の異常 ⑭支承部の機能障害 ⑰漏水・滞水 ⑱異常な音・振動 ⑲変形・欠損 ㉒土砂詰まり ㉕沈下・移動・傾斜	—	④破断 ⑬遊間の異常 ⑭支承部の機能障害 ⑰変色・劣化 ⑱漏水・滞水 ⑲異常な音・振動 ⑲変形・欠損 ㉒土砂詰まり	
	アンカーボルト	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑭支承部の機能障害 ⑲変形・欠損	—	—	
	沓座モルタル	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき ⑬支承部の機能障害 ⑰漏水・滞水 ⑲変形・欠損	—	
	台座コンクリート	—	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑫うき ⑬支承部の機能障害 ⑰漏水・滞水 ⑲変形・欠損	—	
	その他				

部位・部材区分		対象とする項目（損傷の種類）			
		鋼	コンクリート	その他	
階段部	主桁	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち	—	
	踏み板	④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ ⑫うき		
	蹴上げ	⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑳漏水・滞水	⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化		
	地覆	㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ	⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動		
	斜路	㉓変形・欠損	㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
	橋脚・橋台		㉔沈下・移動・傾斜		
	周辺地盤	—	—		㉕沈下・移動・傾斜
	その他				
その他の 接続部	上部構造と 階段部の接 続部	フック・ボルト	①腐食 ②亀裂 ③ゆるみ・脱落 ④破断 ⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出 ⑧漏水・遊離石灰 ⑨抜け落ち ⑩補修・補強材の損傷	—
		剛結部	⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損	⑪床版ひびわれ ⑫うき ⑬遊間の異常 ⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動	
		その他		㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損 ㉔沈下・移動・傾斜	
	その他				
その他	落橋防止システム	①腐食 ②亀裂	⑥ひびわれ ⑦剥離・鉄筋露出	④破断	
	排水受け	③ゆるみ・脱落	⑧漏水・遊離石灰	⑬遊間の異常	
	排水管	④破断	⑨抜け落ち	⑭路面の凹凸	
	排水樋	⑤防食機能の劣化 ⑩補修・補強材の損傷	⑩補修・補強材の損傷 ⑪床版ひびわれ	⑮舗装の異常	
	高欄	⑬遊間の異常	⑫うき	⑲変色・劣化	
	照明施設	⑱定着部の異常	⑬遊間の異常	⑳漏水・滞水	
	落下物防止柵	⑳漏水・滞水 ㉑異常な音・振動	⑱定着部の異常 ⑲変色・劣化	㉑異常な音・振動	
	道路標識	㉒異常なたわみ	⑲変色・劣化 ⑳漏水・滞水	㉓変形・欠損	
	手すり	㉓変形・欠損	㉑異常な音・振動 ㉒異常なたわみ	㉔土砂詰まり	
	目隠し板	㉔土砂詰まり	㉒異常なたわみ ㉓変形・欠損		
	裾隠し板		㉓変形・欠損 ㉔土砂詰まり		
	舗装				
	その他				

※①その他については、上表記載を省略している。

② 歩道橋診断員は、第2章5. 定期点検の方法により、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としてのデータの取得を行う。

③損傷度の評価

部材単位の損傷度の評価は、損傷の種類ごとに i ~ v の段階にて行うことを基本とする。

表 2-3 損傷度の評価

損傷度の評価	
腐食 ひびわれ 床版ひびわれ	損傷度の目安
i	損傷無し
ii	比較的小さな損傷が狭い範囲に発生している
iii	比較的小さな損傷が広範囲に発生している
iv	比較的大きな損傷が狭い範囲に発生している
v	比較的大きな損傷が広範囲に発生している
緊急処置 ※ (道路管理者が判定)	緊急的な措置が必要な状態

損傷度の評価	
その他	損傷度の目安
i	損傷無し
iii	軽微な損傷が発生している
v	重大な損傷が発生している
緊急処置 ※ (道路管理者が判定)	緊急的な措置が必要な状態

損傷度の評価の単位

部材単位の評価は、構造上の部材区分あるいは部位毎に損傷種類毎の評価を行い、最も厳しい評価を損傷度とする。

ア 損傷度の評価は、横断歩道橋の部材ごとに行う。損傷度の評価は、{ i、ii、iii、iv、v、緊急処置 } の6段階とする。その他は { i、iii、v、緊急処置 } の4段階とする。

標準的な損傷度の評価と損傷の状況の関係は、参考資料編 参2にまとめているが、これにより難しい場合は必要に応じて別途考慮することができる。また、「橋梁定期点検要領付録-3 損傷程度の評価要領（令和6年7月）国土交通省 道路局 国道技術課）及び「歩道橋定期点検要領 付録-2 損傷程度の評価要領（令和6年9月）国土交通省 道路局 国道技術課」も参考にすること。

イ 部材単位の損傷度の評価は、構造上の部材区分あるいは部位毎に損傷種類毎の評価を行い、最も厳しい評価とすることを基本とする。

※損傷区分「緊急処置」は、道路管理者が周囲の状況を総合的に判断して判定する。このため、点検者は「緊急処置」と思われる損傷を確認した場合、早急に道路管理者に報告する。以下に損傷度の評価「緊急処置」の事例を参考として示す

- ・ 上部工、下部工の著しい損傷により、落橋の恐れがある場合。
- ・ 地覆、高欄、床版等からコンクリート塊等が落下し、桁下の通行人及び通行車両に危害を与える恐れがある場合。
- ・ 落橋防止システムの損傷、桁の異常な移動により落橋の恐れがある場合。
- ・ 桁等から異常音が発生しており、周辺住民に悪影響を与えていると考えられる場合。
- ・ 桁下の通行車両の衝突により、主桁及び高欄が著しく変形又は破損し、歩行者の転落の恐れがある場合。

(2) モニタリングの実施

モニタリングは変状の進行を確認できるように記録を行う。

モニタリングの対象とする変状要因は、①疲労、⑤塩害、⑥凍害、⑦アルカリシリカ反応、⑧中性化、⑩防食機能の低下とする。対象とする損傷は「腐食」、「ひびわれ」、「床版ひびわれ」とし、進行性と判断する変状である。

また、水の関与による変状要因の進行が疑われる場合は、道路パトロールによる定期的な確認及び次回点検で進行を確認できるよう、定期点検調書その1 総合点検結果の所見に記録する。

対象となる変状については、以降の点検ごとに進行の程度を確認し、記録していくこととする。このため、確認した変状が進行性であるか否かを判断し、進行性のものはマーキングを行い、変状の位置と規模を損傷図に記入する。(同部材に同種の変状が多数みられる場合は、代表的なものをマーキングし損傷図に記入する。)

また、写真には変状の幅や長さ等を記入して撮影し、損傷図には各損傷箇所に対応した写真番号を記入する。

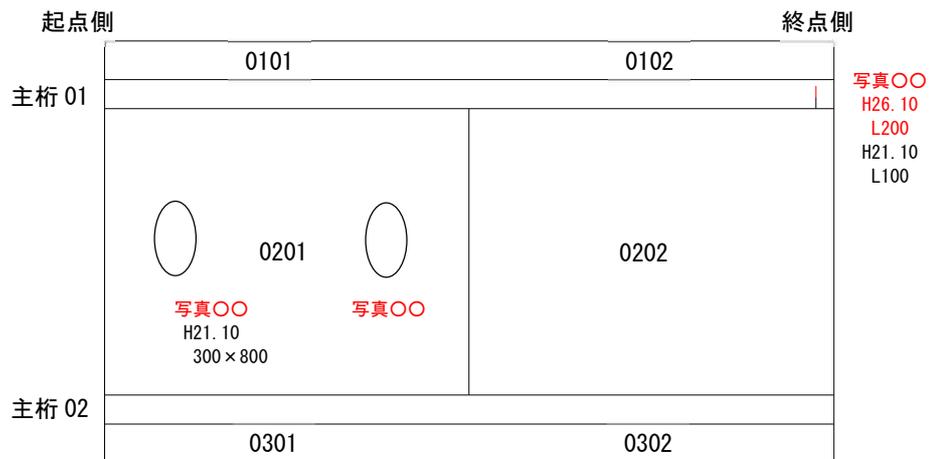
なお、記入にあたっては、次の凡例の内容を損傷図に添付し、参考としても良い。

【凡 例】

損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示
ひびわれ		遊離石灰	
剥 離		漏 水	
鉄筋露出		その他	

【損傷図例】

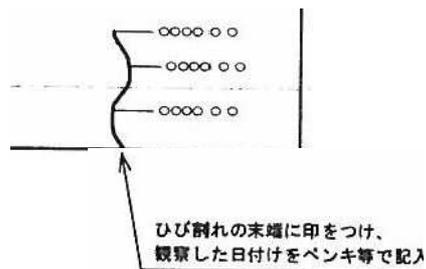
〈床版・主桁下面図〉



【マーキング例】

点検日の記入 : H〇〇.〇〇

変状の規模 : W=〇〇、L=〇〇



8. 横断歩道橋の性能の推定

(1) 性能の推定

- ①横断歩道橋の健全性の診断区分の決定を適切に行うために、その主たる根拠となる横断歩道橋の状態の技術的な評価を行う。
- ②横断歩道橋の性能の推定にあたっては、「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」、「その他の接続部」及び「フェールセーフ」の構造区分ごとに性能の推定を行ったうえで、想定される状況ごとに総合的に評価を行う。

横断歩道橋の健全性の診断区分の決定にあたっては、横断歩道橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、その結果どのような状態となる可能性があるのかを推定する必要がある。この時、基本的に定期点検時点の横断歩道橋の状態に基づいて行うものとする。ただし、材料の経年劣化等により部材の状態が大きく変化する可能性がある場合は、その影響を考慮する必要がある。また、横断歩道橋の健全性の診断区分の決定にあたっては、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに特定事象等に対する予防保全を行うことが効率的であるかどうかを検討する必要があることから、横断歩道橋や部材等の耐久性能の推定を行う。

なお、横断歩道橋の耐荷性能や耐久性能とは直接関係ないものの、通行安全性に大きく影響するフェールセーフなど、橋梁の使用目的を達成するために設けられている構造や部材等についても、それらがある場合には、その設置目的に照らしてその機能が発揮できる状態であるかどうか推定する。

横断歩道橋の性能の推定にあたっては、8.(4)で設定した指標や参考資料編 参2を参考にしながら、想定される状況下で、8.(2)及び(3)の耐久性能の推定を行ったうえで、最終的には橋全体の耐久性能の推定を行う。

(2) 上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部の耐荷性能の推定

①上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部のそれぞれについて、②に示す状況に対してどのような状態となる可能性があるかを推定し、その結果を③に従って区分する。

②次回定期点検時期までに想定される橋が置かれる状況として、少なくとも以下の状況を、立地条件等も勘案して考慮する。

ア 起こりえないとは言えないまでも混雑状況としては極めて稀な程度の群衆満載を想定した活荷重状況

イ 一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震

ウ 横断歩道橋の立地条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水の状況

③②で想定する状況に対して、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部がどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を、以下により区分する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

また、このとき、横断歩道橋利用者の安全な通行の観点やそれが横架する道路の通行及び安全な利用の観点からの状態についても推定する。

① 橋梁が想定される状況におかれた場合に、橋全体としてどのような状態となるのかについては、想定する状況において、各構造部分がそれぞれの役割をどのように果たしうる状態となるのかをまず評価したうえで、それらの組み合わせられた状態として橋梁全体ではどのような状態になるのかを評価する。

② 法定点検では、その一環で通常行われる程度の状態の把握、それらを基礎情報とする性能の見立てや将来予測の結果が、健全性診断の主たる根拠となる。ここでは、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは求めるものではない。

(3) フェールセーフの性能の推定

- ① フェールセーフについて、②に示す状況に対してどのような状態となる可能性があるかを推定し、その結果を8.(2)③に従って区分する。
- ② 横断歩道橋に、地震時に機能することを意図したフェールセーフが設けられている場合、「地震(8.(2)②イの状況をいう)」の影響に対してその横断歩道橋にフェールセーフが機能することを期待する状態となることと想定して、所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で技術的な評価をする。

フェールセーフについて、地震時に機能させることを意図している場合には、「地震」の影響に対し、フェールセーフの装置等に注目して、それが所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。この場合の何らかの変状とは、フェールセーフが期待される機能を発揮できない状態となることに相当し、致命的な状態とは、フェールセーフが所定の機能を発揮できないままに破壊されたり、その機能を喪失した状態となることに相当する。

なお、取り付け部の状態も、フェールセーフの性能の推定では考慮する。

(4) 性能の推定を行うための指標

定期点検では、橋梁の損傷状況を把握した上で、構造上の部材群毎に、構造区分毎の性能の推定を行うための指標（以下この項において単に「指標」という）を、参考資料編 参2を参考とし、当該橋梁の各損傷に対して補修等や緊急対応、維持工事対応、詳細調査などの何らかの対策の必要性を考慮しながら設定する。

a 以外の指標を設定したときは、損傷の位置・状態、想定される変状要因、損傷が橋梁の機能へ与える影響、損傷の進行可能性、措置の必要性等を記録し、設定した技術的な根拠を記録する。

構造上の部材群毎あるいは部位毎の指標については、以下に基づくものとする。

指標の設定

構造上の部材群毎あるいは部位毎の指標の設定は、下表により行うことを基本とする。

指標	内 容
a	変状が認められないか、変状が軽微で補修を行う必要がない。
b	変状があり補修の必要があるものの、放置しても次回定期点検までに安全性が著しく損なわれることはない。(状況に応じて c 1、c 2 と同時に補修を行う)
c 1	橋梁構造の安全性の観点からは直ちに補修するほどの緊急性はないが、予防保全の観点から、次回定期点検までに補修等を行う必要がある。
c 2	変状が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
e	橋梁構造の安全性が著しく損なわれている、または交通障害や第三者等への被害が懸念されるなどにより、緊急対応の必要がある。
m	軽微な変状が認められ、部材の機能を良好な状態に保つために維持工事等に対応する必要がある。

本要領による指標の基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 指標 a とは、少なくとも定期点検で知りうる範囲では、変状が認められないか変状が軽微で補修の必要がない状態をいう。
- ② 指標 b とは、変状があり補修の必要があるものの、変状の原因、規模が明確であり、直ちに補修するほどの緊急性はなく、放置しても少なくとも次回の定期点検まで（5 年程度以内）に構造物の安全性が著しく損なわれることはないと判断できる状態をいう。
例えば、損傷度 b 相当の腐食、損傷度 c 1 相当のひびわれで、鉄筋腐食を進行させる水分供給がなくコンクリートが乾燥状態に保たれており変状が進行する要因が少ない場合などは、これに該当する。
- ③ 指標 c 1 とは、変状が進行しており、予防保全（耐久性確保）の観点から、補修することが望ましいと判断できる状態をいう。なお、橋梁構造の安全性の観点からは直ちに補修

するほどの緊急性はないものである。

例えば、コンクリート部材に生じた損傷度 c 1 相当のひびわれで、変状要因を進行させる水分供給等があり、鉄筋腐食に繋がる危険性のある箇所での劣化、または関連する変状の原因排除の観点から、目地部からの漏水や床版水抜きパイプの詰まり等がある場合は、これに該当する。

また、初回点検（供用開始後 5 年程度）で発見された変状については、早急に補修等を行うことにより長寿命化とライフサイクルコストの縮減に繋がると考えられるので、変状の原因・規模が明確なものについては、損傷が軽微（指標 b 相当）であっても、変状の進行状況にかかわらず、c 1 判定とすることが望ましい。

例えば、初回点検でコンクリート下部工に生じた乾燥収縮又は温度応力を原因とするひびわれや、床版防水工の不良による床版下面の漏水・遊離石灰と床版上面の舗装の破損している場合がこれに該当する。

- ④ 指標 c 2 とは、変状が相当程度進行し、当該部位、部材の機能や安全性の低下が著しく、橋梁構造の安全性の観点から、少なくとも次回の定期点検まで（5 年程度以内）には補修等を行う必要があると判断できる状態をいう。

例えば、コンクリート部材に生じたひびわれのうち、限定的な鉄筋破断及び断面減少を伴う変状がこれに該当する。

なお、一つの変状で c 1、c 2 両者の理由から速やかな補修等が必要と判断される場合は、c 2 に区分する。

- ⑤ 指標 e とは、橋梁構造の安全性が著しく損なわれており、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。例えば、亀裂が鉸桁形式の主桁ウェブや鋼製橋脚の横梁のウェブに達しており亀裂の急激な進展の危険性がある場合、桁の異常な移動により落橋のおそれがある場合がこれに該当する。

また、歩行者の交通障害や第三者等への被害のおそれが懸念され、緊急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。例えば、コンクリート塊が落下し、路下の通行人、通行車両に被害を与えるおそれが高い場合などがこれに該当する。

- ⑥ 指標 m とは、変状があり、当該部位、部材の機能を良好な状態に保つために日常の維持工事で早急に処置されることが必要と判断できる状態をいう。

例えば、支承や排水施設に土砂詰りがある場合がこれに該当する。

変状が緊急対応の必要があると判断された場合は、道路管理者に速やかに連絡するものとする。

指標の設定は、前述のとおり、部材に近接目視し、必要に応じて打音、触診した上で、変状原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響、当該部位、部材周辺の部位、部材の現状、必要に応じて同環境と見なせる周辺の橋梁の状況等をも考慮し、今後管理者が執るべき措置を助言する総合的な評価を行うものであり、橋梁診断員の技術的判断が加えられたものである。このように、各変状に対して次回定期点検までの維持・補修等の計画を検討する上で特に参考とされる最も基礎的な評価であるため、ある程度統一的な評価基準で行われることが重要であることから参考資料編 参 2 を参考にするとよい。ただし、横断歩道橋の置かれる環境は様々であり、損傷の種類や状態、部位、部材の重要度、損傷の進行可能性を総

合的に判断して行うものとする。この際、橋梁構造の安全性と耐久性確保の 2 つの観点に十分配慮して行うものとする。

指標の設定は、その後の「性能の推定」や「健全性の診断」に大きく影響を及ぼすことから、構造安全性、予防保全の必要性、第三者被害の発生の可能性などについての技術的観点からの見解並びにその根拠となる確認した橋の各部の状態及び状態の確認の方法などの情報を踏まえ、部材群ごとの指標を決定した根拠を記録する。

9. 健全性の診断

横断歩道橋ごとの健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、横断歩道橋ごとで総合的な措置を付けるものであり、横断歩道橋の管理者が保有する横断歩道橋全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

そのため、道路管理者は「歩道橋診断員」にて一次的な評価として実施された「健全性の診断」の結果をもとに、最終的な判断を行う。

定期点検では、横断歩道橋単位で下表の判定区分による健全性の診断を行う。

区 分		定 義
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。 (監視や対策を行う必要のない状態をいう)
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 (予防保全として措置を検討する)
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (次回定期点検までに措置を行う)
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

横断歩道橋ごとの健全性の診断は、横断歩道橋単位で総合的な措置を付けるものである。

構造区分単位の耐荷性能が橋梁全体の健全性に及ぼす影響は、構造特性や架橋環境条件、当該橋梁の重要度等によっても異なるため、性能の推定の結果なども踏まえて、横断歩道橋単位で診断区分の定義に則って総合的に判断する。性能の推定の結果と健全性の診断の区分との関係は、一般的に下表のとおりとする。

表 2-6 健全性の診断と性能の推定の組合せによる技術的評価の関係

告示に基づく健全性の診断の区分	想定する状況における横断歩道橋（全体として）の性能の推定
I	全てAの場合
III	Cが1つでもある場合
IV	Cのうち、指標eとなった主要部材がある場合
II	上記以外の場合

点検時に、第三者影響が想定される範囲に剥離・剥落等があった場合は、『12. 第三

者被害予防応急措置』を実施した上で上記Ⅰ～Ⅳの判定を行う。

「健全性の診断区分」の決定のために行った様々な評価の結果から、どのように最終的な「健全性の診断区分」の決定につながったのかの関係性についての見解は、適切な措置の実施のためにも重要であり、所見として記録に残す。

所見には、「健全性の診断区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

所見では、性能の推定や推定を行うための指標を決定した技術的な評価を踏まえたうえで、どのように「健全性の診断区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されていることが特に重要である。

10. 定期点検結果の処理

道路管理者は、点検結果に基づいて詳細調査や補修工事の可否を判定し、必要な場合はこれを実施する。これらの実施者は、その内容等を記録し、これを保存する。

点検結果により各横断歩道橋の損傷の状況を把握し、詳細調査の必要な横断歩道橋と不必要な横断歩道橋とを分類する。詳細調査が必要となる横断歩道橋は詳細調査を実施し、補修工事が必要か判定をする。

なお、措置による詳細調査結果等によって健全性の診断に変更が生じた場合は、健全性の最新情報として上書きする。

記録すべき調書は、以下に示す定期点検調書その1からその9及び道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）に準拠した様式への記録を行う。

詳細調査結果や補修工事の結果については、詳細調査実施者、補修工事実施者が追加記録する。

様 式	記入者
定期点検調書その1 諸元・点検結果のまとめ	定期点検業者
定期点検調書その2 横断歩道橋一般図	
定期点検調書その3 点検模式図	
定期点検調書その4 現地状況写真	
定期点検調書その5 損傷図・変状位置図	
定期点検調書その6 劣化・損傷状況写真	
定期点検調書その7 補修履歴・補修後の変状発生と時期	補修工事業業者 定期点検業者
定期点検調書その8 詳細調査履歴	詳細調査業者

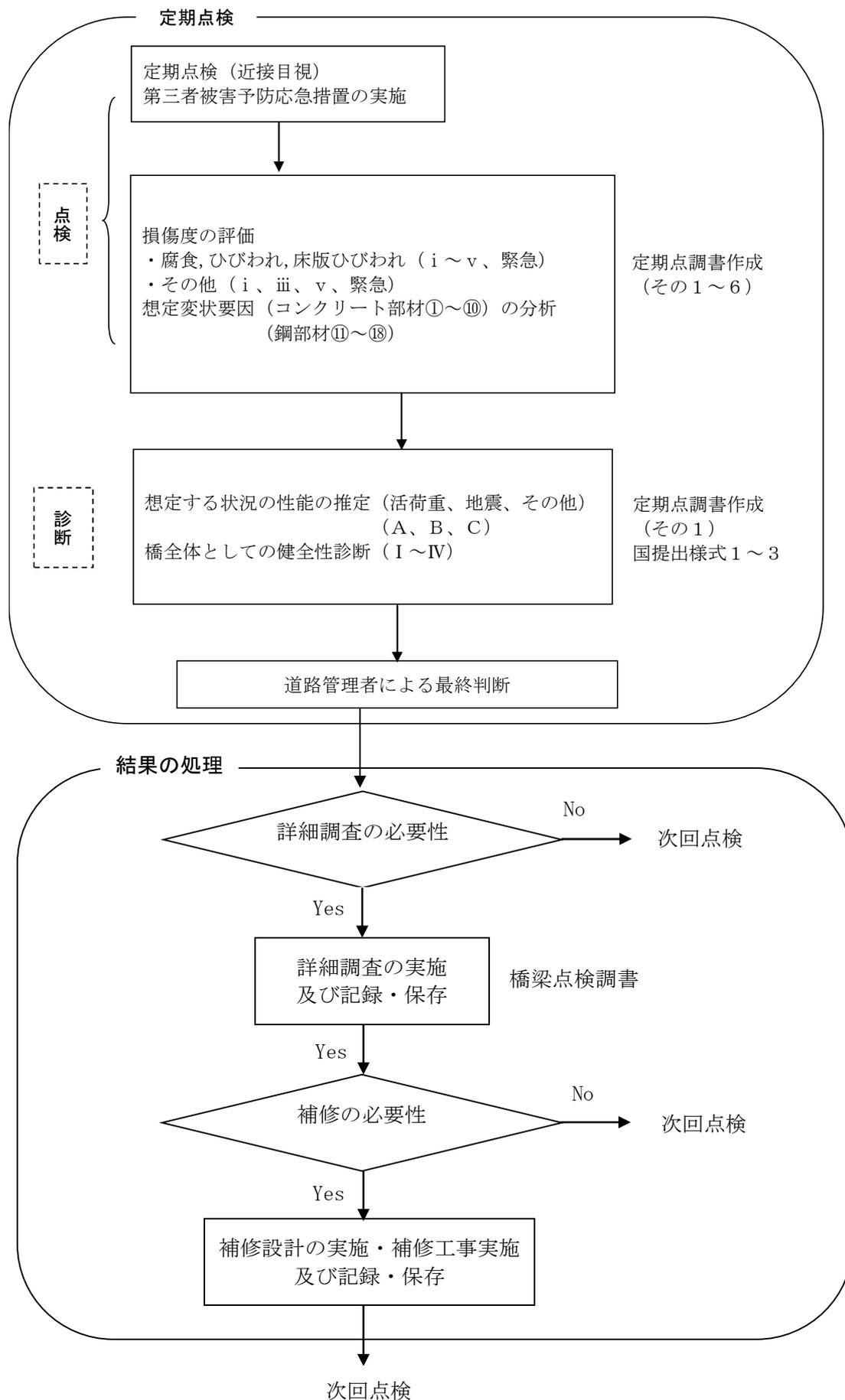


図 2-4 定期点検・結果の処理フロー

1.1. 第三者被害予防応急措置

横断歩道橋を構成するコンクリート部材の一部やボルト・ナットが落下し、第三者に与える被害（第三者被害）を予防するため、可能な応急措置※を実施する。

第三者に対する被害が生じる危険性がある損傷(コンクリートの剥離や道路付属物取り付け部のボルト・ナットの著しい腐食など)を発見した場合は、可能な限り点検時に応急措置※を施すものとする。

また、応急措置※の結果、コンクリートが剥落した場合は、本格的な補修までの処置として鉄筋の簡易な防錆処理(防錆スプレー等)を行い、道路管理者に連絡する。

道路管理者は、早期に補修の検討を行い恒久的な対策を実施する必要がある。

第三者被害応急予防措置の対象横断歩道橋及び範囲は、以下のような第三者被害の危険性が想定される横断歩道橋の想定範囲内である。

- ① 桁下を道路が交差する場合
- ② 桁下を鉄道が交差する場合
- ③ 桁下を公園、遊歩道あるいは駐車場として使用している場合

※応急措置：コンクリート片の落下の防止を対象に、第三者被害を及ぼす恐れのあるコンクリートの剥離(うき)の叩き落としやボルトの増締め、道路付属物の仮固定など

第3章 定期点検記録様式

1. 定期点検調書様式（国提出様式）

様式1

横断歩道橋名・所在地・管理者名等		路線名	所在地	設置位置	緯度 経度	施設ID
横断歩道橋名						
(フリガナ)						
管理者名			代替路の有無	緊急輸送道路	占用物件(名称)	
横断歩道橋毎の健全性の診断 告示に基づく健全性の診断の区分		横断歩道橋諸元	橋長	通路幅員	横断歩道橋形式	
		架設年度				
※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。						
技術的な評価結果		定期点検実施年月日	定期点検者			
活荷重		想定する状況		その他		
		地震		()		
横断歩道橋 (全体として)		写真番号	写真番号	()		写真番号
上部構造		写真番号	写真番号	()		写真番号
下部構造		写真番号	写真番号	()		写真番号
上下部接続部		写真番号	写真番号	()		写真番号
階段部		写真番号	写真番号	()		写真番号
その他の接続部		写真番号	写真番号	()		写真番号
その他(フェールセーフ)		写真番号	写真番号	()		写真番号
全景写真(起点側、終点側を記載すること)						

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

構成要素		施設ID	定期点検表年月日	定期点検者
想定する状況	構成要素の状態		構成要素	構成要素の状態
写真番号 備考	径間	部材番号	写真番号 備考	径間
想定する状況	構成要素の状態		想定する状況	構成要素の状態
写真番号 備考	径間	部材番号	写真番号 備考	径間

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

該当部位	施設ID	特定事象の有無 (有もしくは無)		定期点検実施年月日	定期点検者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
		塩害	防食機能の低下 その他			
上部構造						
下部構造						
上下部接続部						
階段部						
その他の接続部						
その他(フェールセーフ)						
(適宜、所見を記入)						
所見						

2. 定期点検調書様式（県様式）

鳥取県 : ver.1.00

横断歩道橋定期点検調書

施設番号 0

横断歩道橋名

路線名

所在地

横断歩道橋定期点検調査その1 諸元, 総合点検結果

橋梁番号	架設年 (西暦)	橋長	径間数	桁種	事務所名	点検者	点検日
	1900		4	鋼製桁	所在地	路線名	
橋梁番号	名称	上部工型式	調査区分数	積雪寒冷地	備考(補修履歴等)	詳細調査履歴	
橋梁幅員		A1橋台		凍結防止利散布			
自動車交通量	台/日	A2橋台		海岸からの距離			
うち大型車交通量	台/日	橋脚		鋼橋塗装系			
緊急輸送道路	次	基礎形式		橋面防水処理	緯度	経度	
劣化・損傷部位		要素番号	損傷度	劣化・損傷内容		性能の推定に用いる指標	
床版				損傷写真番号	想定する状況の性能の推定	活荷重 地震 その他	
上部構造							
主桁 (鋼製)							
横桁・縦桁等							
橋台	A1						
	A2						
橋脚 ()	P1						
	P2						
	P3						
	P4						
基礎	橋台・橋脚とも						
上下部接続部	支承本体 (アンカーボルト)						
上部構造	床版						
	主桁・横桁						
下部構造	橋台						
	橋脚						
	基礎						
上下部接続部	支承						
その他接続部	上下部接続部						
その他構造	上部構造と階段部の接続部						
(フェール-7)	落橋防止装置 (鋼製部)						
	変位制限装置等						
路上部	舗装						
	排水溝・排水管						
	手すり						
	附属物 (照明・標識)						
	その他						
定期点検調査その1-1 諸元・点検結果のまとめ							
性能の推定 (橋全体として)							
健全性の診断区分 (主たる変状要因)							

構成員番号・名称	無誤年(西暦) 橋長(区間) 桁種		事務所名		所在地		■点検日	
	0							
構成員番号	名称	部材群毎の性能の推定に用いる指標を決定した技術的評価	参考写真	損傷の種類・位置・状態	推定される変状要因	進行の可能性及び構造安全性の推定	道路利用者への影響・第三者被害の可能性	措置の必要性・緊急性
	構成部材							
	床版							
	上部構造							
	主桁							
	横桁・縦桁等							
	橋台							
	下部構造							
	橋脚							
	基礎							
	支承本体							
	上下部接続部							
	上部構造							
	下部構造							
	上下部接続部							
	その他接続部							
	上部構造と階段部の接続部							
	その他構造							
	落橋防止装置変位制限装置等							
	路上部							
定期点検調査その1-2 総合点検結果								
所見								

橋梁番号・名称	架設年(西暦)	橋長	径間数	桁種	事務所名	所在地	■点検日
0							
<p>橋梁一般図 (位置図, 平面図, 側面図, 断面図等)</p> <p>※径間が複数ある場合は径間番号をつけること</p> <p>※既存の図面等がない場合は概略図でよい</p>							
定期点検調書その2 橋梁一般図 # 1/ 1							

橋梁番号・名称	架設年(西暦)	橋長	径間数	桁種	事務所名	点検日
0				鋼製桁	所在地	路線名
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; height: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">平面図</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">側面図</div> </div>						
定期点検調書その3 点検模式図 # 1/1						

※歩道橋点検要領 (R6.9 国土交通省 道路局国道・技術職) 要業番号例により番号付けする

橋梁番号・名称	架設年(西暦)	橋長	径間数	桁種	事務所名	所在地	■点検日
0							
定期点検調書その4 現地状況写真 # 1/2							
起点側→終点側		1		1		2	
階段部 1		3		階段部 2		4	

橋梁番号・名称 0		架設年(西暦) 橋長 径間数 桁種	事務所名 所在地	: ■点検日
変状位置図 定期点検調書その5 損傷図・変状位置図 # 1/1				

橋梁番号・名称	架設年(西暦)	種別	径間数	桁種	事務所名	所在地	■点検日
0							
<p>定期点検調書その6 劣化・損傷状況写真 # 1/1</p>							
<p>写番 1: 変状状況: 損傷度:</p> <p>※写番の後は部材名+要素(番号,細分)等</p>		<p>水分供給の有無 損傷進行性の有無 損傷度判定理由:</p>		<p>写番 2: 変状状況: 損傷度:</p> <p>※写番の後は部材名+要素(番号,細分)等</p>		<p>水分供給の有無 損傷進行性の有無 損傷度判定理由:</p>	
<p>写番 3: 変状状況: 損傷度:</p> <p>※写番の後は部材名+要素(番号,細分)等</p>		<p>水分供給の有無 損傷進行性の有無 損傷度判定理由:</p>		<p>写番 4: 変状状況: 損傷度:</p> <p>※写番の後は部材名+要素(番号,細分)等</p>		<p>水分供給の有無 損傷進行性の有無 損傷度判定理由:</p>	

